平成２２年（フ）第１５９号
大阪府貝塚市王子326番地
債務者　岡野ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
大阪府泉大津市千原町１丁目１番５号奥野ハイツＢ―202号
債務者　桝本小百合（旧姓村岡）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６４０号
長崎県長崎市文教町12番３―209号
債務者　平山裕美子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
長崎県長崎市小江原４丁目４番13―210号
債務者　樋渡　剛
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
長崎県長崎市小江原４丁目４番13―210号
債務者　樋渡千代子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
長崎県長崎市石神町14番10号
債務者　近藤　　愛
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
愛知県津島市東柳原町２丁目66番地　鈴木貸家５号
債務者　後藤　友美
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１１号
名古屋市中村区名駅５丁目38番８号
債務者　近藤　　治
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８号
愛知県弥富市鯏浦町東気開54番地１　ロフティ弥富404
債務者　山田　礼子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４６号
名古屋市港区稲永２丁目４番２―704号　港南荘
債務者　吉田　文恵（旧姓鬼頭）
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７３号
愛知県津島市百島町観音坊70番地　アベニュー神守1205号
債務者　齋藤　小夜
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７４号
愛知県小牧市大字三ツ渕2018番地
債務者　住連木保臣
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８５号
愛知県小牧市外堀２丁目193番地３
債務者　加藤　隆志
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６７号
兵庫県姫路市辻井２丁目５番12号　ノーブルハイツ101
債務者　西村貴子こと　趙　　貴順
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９７５号
兵庫県姫路市広峰１丁目４番36―102号　城北コーポ
債務者　平川　一美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１９号
兵庫県加古川市野口町北野1211番地の24
債務者　井上　直樹
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１号
兵庫県姫路市余部区上余部88番地44
債務者　川岡　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４６号
兵庫県加古川市野口町良野613番地の６
債務者　横山　美保
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部